

平成21年度 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会

－ 本研究会の趣旨について －

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以降、これまで四次にわたる過疎立法の下での過疎対策事業により、過疎地域では、上・下水道、道路、医療・介護施設といった生活基盤の整備や産業の振興などに一定の成果をあげてきた。しかし、住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設の整備水準などについて全国との差がなお存在しているほか、過疎地域は、財政状況は極めて厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

こうした中、現行法である「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効を迎える。厳しい現状に置かれた過疎地域からは、立法措置を求める強い声があがっており、各党各会派において、今後の過疎対策のあり方について、熱心な議論・検討が重ねられてきた。その結果、各会派間の協議が整い、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象の追加、法律の失効期限を6年間延長することなどを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として通常国会に提出され、衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決し、4月1日から施行される運びとなった。

今回の法律の中では、過疎地域への支援措置の充実が図られており、特に、「コンクリートから人へ」の考え方に従い、いわゆる「ソフト対策事業」(＝地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが認められる事業として市町村計画に定めるもの(基金の積立てを含む。))の実施に要する経費についても、過疎対策事業債の対象とすることとされている。

こうした動きを踏まえ、これまでの過疎対策の成果や課題等を整理した上で、ソフト対策を中心として、今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮点等について、有識者や過疎地域自治体の実務者等の意見をふまえて幅広く検討するため、本研究会を設置する。(※なお、研究結果は報告書としてとりまとめ、各過疎関係自治体における過疎計画策定等に活用頂く予定。)

(1) 本研究会の構成

委員長	宮口 侗 廸	早稲田大学 教育・総合科学学術院長	教授
委員	小田切 徳美	明治大学 農学部	教授
	横道 清孝	政策研究大学院大学	教授
事務局	総務省 自治行政局	過疎対策室	

(2) 本研究会の開催スケジュール

開催回	参加メンバー	検討テーマ(案)
第1回 (2/10)	有識委員 過疎関係市町村実 務者4名	●過疎地域の現状、ソフト対策を中心にこれまでの過疎対策の取 組とその課題 ●ソフト対策を中心に今後重点的に取り組むべき過疎対策とその 留意点 等 <ヒアリング及び意見交換>
第2回 (3/9)	有識委員 過疎関係都道府県 実務者4名	●過疎地域の現状、ソフト対策を中心にこれまでの過疎対策の取 組とその課題 ●ソフト対策を中心に今後重点的に取り組むべき過疎対策とその 留意点、市町村・都道府県の連携のあり方 等 <ヒアリング及び意見交換>
第3回 (3/29)	有識委員	●上記研究会を受け、ソフト対策を中心に今後過疎地域が緊急 的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、今後の過疎 対策を実施する際に重視すべき視点や方向性、配慮・留意す べき点等について意見交換